

## 平成29年度（7月） 第4回浜北区協議会 次第

日時：平成29年7月27日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 協議事項

平成29年度浜松市市民活動表彰区長賞候補団体について【資料1】

#### (2) 報告事項

浜松地域遺産の認定について【資料2】

### 3 その他

#### (1) その他

#### (2) 次回開催日程について

### 4 閉 会

## 第 9 号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項		
件 名	平成 2 9 年度浜松市市民活動表彰 区長賞候補団体について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b></p> <p>浜松市市民活動表彰要綱第 3 条により区長が推薦し、同要綱第 6 条により区行政推進会議で審査した団体について、浜北区協議会に意見を求める。</p> <p>浜松市市民活動表彰要綱第 6 条 (審査)</p> <p>第 6 条 区長は、第 3 条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成 1 9 年浜松市規則第 3 3 号）第 8 条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。</p>		
対象の区協議会	浜北区協議会		
内 容	<p><b>【推薦理由】</b></p> <p>浜北少年科学クラブは、昭和 5 0 年 1 1 月の設立以来、4 2 年間にわたり、自然や科学に関する学習を親子で体験し、自然・科学への関心を高めること、また、その活動を通して社会奉仕の心を育成する事を目的として活動している。</p> <p>その活動が評価され、これまでに、あしたの日本を創る協会ふるさとづくり賞、静岡県コミュニティ活動優秀賞、浜松市教育文化奨励賞などを受賞している。</p> <p>浜北区及びその周辺の青少年の育成に貢献しており、今後の活動が期待される団体であるので、浜松市市民活動表彰区長賞の対象として推薦する。</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	<p>区長賞受賞団体は「みんなでまちづくりトーク」で事例発表する。</p> <p>7 区の区長賞受賞団体の中から、市長賞受賞団体を決定する。</p>		
担当課	浜北区・区振興課	担当者	藤本 正明
		電話	5 8 5 - 1 1 4 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 平成29年度浜松市市民活動表彰区長賞候補団体について

団体名	はまきたしょうねんかがくくらぶ 浜北少年科学クラブ すずき ひでゆき 鈴木 英之
団体の活動の目的	市内の小中学生に星や岩石、動植物の観察など自然や科学に関する学習を、親子で体験し、自然・科学への関心を高めるとともに、社会奉仕の心を育成することを目的とする。
活動のきっかけ	42年前、故古木佳和先生が「学ぶところは学校以外の地域にもある」の発想の基、「夜空の星を見る集まり」を作り、近所の子供たちに望遠鏡で覗かせたことがきっかけ
活動の概要	年間15回以上の自然・科学体験学習（昭和50年設立以来42年間継続） 1 生き物講座 2 ホタルの観察 3 せっけんづくり 4 四季の星座観察 5 ペルセウス座流星群の観察 6 工場見学 7 ペンシルロケットの製作 8 ハイキング（アサギマダラのマーキング活動） 9 科学実験・工作 他
受賞歴	平成7年 静岡県教育委員会表彰 平成16年 静岡県コミュニティ活動優秀賞 あしたの日本を創る協会 ふるさとづくり賞受賞 平成17年 浜松市教育文化奨励賞受賞

## 浜松市市民活動表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、優れた市民活動を行った団体を表彰することで、市民主体のまちづくりを継続的に推進する浜松市市民活動表彰について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、市内で活動する法人その他グループをいう。

### (受賞団体の推薦)

第3条 区長は、浜松市市民活動表彰にふさわしいと認められる活動を行った団体を、第6条1項に規定する審査に推薦する。

2 浜松市市民活動表彰の受賞履歴がある活動について、再度推薦することはできない。

### (対象事業)

第4条 表彰の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業
- (7) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動に相当する事業は対象としない。

- (1) 営利活動
- (2) 宗教活動
- (3) 政治活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 国、県、市からの委託事業

### (部門)

第5条 この要綱により定める賞は、以下の2部門で構成する。

- (1) 市長賞
- (2) 区長賞

2 前項第1号に規定する市長賞は、市長が授与する。

3 前項第2号に規定する区長賞は、区長が授与する。

4 市長は必要と認める場合に第1項第1号に規定する市長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

- 5 区長は必要と認める場合に第1項第2号に規定する区長賞以外の賞を設定し、授与することができる。

(審査)

第6条 区長は、第3条の規定により推薦した団体の活動内容について、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において審査を行った後、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて区長賞受賞団体を決定する。ただし、別途審査会を設置し区長賞受賞団体を決定する場合はこの限りでない。

- 2 前項の審査により選出する表彰受賞団体は、1区につき1団体とする。ただし、区長が必要と認める場合はこの限りでない。

- 3 市長は、第1項の審査によって選出された区長賞受賞団体の活動内容について審査し、市長賞受賞団体を決定する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松地域遺産の認定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>経緯：平成 28 年 4 月の各区協議会にて報告した新たな文化財保護活用制度・「地域遺産認定制度」を導入し、28 年度末に第 1 期 91 件を認定した。</p> <p>課題：認定した地域遺産について、地域の再発見や振興の核となるものとして、活用を期待していく。</p> <p>今後：平成 29 年度も、昨年度同様に募集する。</p>				
対象の区協議会	各区協議会（全 7 区）				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一期認定となった、91 件の概要（別添）。</li> <li>・ 認定された地域遺産を活用した地域振興について。 認定文化財制度の概要。 団体推薦を期待する意味。</li> <li>・ 平成 29 年度の募集内容。 募集期間 7 月 1 日～10 月 31 日（予定）。 認定時期 11 月～2 月審議、3 月公表予定。</li> </ul> <p>（参考資料）浜松地域遺産一覧</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	文化財課	担当者	小杉 泰司	電話	4 5 7 - 2 4 6 6

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



## 「浜松地域遺産」(認定文化財)の認定について

平成28年度新規事業として開始した浜松地域遺産認定制度について、下記のとおり平成28年度分を認定いたしましたので報告いたします。

### 記

#### 1 地域遺産認定制度とは

地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、浜松地域遺産として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世へと末永く継承されることを期待するとともに、地域遺産を活用した地域活性化事業が展開されることで、個性ある地域の創造に寄与することを目的とするものです。

2 募集期間 平成28年7月1日～10月31日

3 推薦書受付件数 96件

4 認定数 91件

#### 5 区別及び分類別認定数

(区別)

中区	1
東区	22
西区	10
南区	6
北区	25
浜北区	3
天竜区	24
合計	91

(種別)

建造物	13	史跡	13
絵画	9	名勝	1
彫刻	8	天然記念物	2
工芸品	2	有形民俗	12
書籍・典籍	2	無形民俗	13
古文書	1	伝承地	5
歴史資料	6	伝統的建造物群	1
無形	0	近代化遺産	3
合計			91

#### 6 認定に関する詳細

- ・創設が新しい、伝統の系譜がない、復原の根拠が乏しいもの3件は選外となった。
- ・2件については、複数件の申請を関連するものとしてひとつにまとめた。
- ・「伝承地」「近代化遺産」も含め、できるだけ積極的に認定するようつとめた。
- ・指定文化財とは異なり、厳密な評価はしていない。

(仮に認定から指定に向かうようなら、再度厳正な評価をすることになる。)

平成 28 年度浜松認定文化財認定一覧

区	名称	種類	区	名称	種類
1 中区	賀茂真淵筆懷紙	書籍・典籍	47	松山馬頭観音像	彫刻
2	舟岡山のトーチカ	史跡	48	伝井平氏居館跡	伝承地
3	天王町東地藏菩薩堂	有形民俗	49	井平氏墓所	史跡
4	天王町東秋葉山常夜燈鞆堂	有形民俗	50	伝井平氏の殿村居館跡	伝承地
5	天王町東引舞台家形	有形民俗	51	伊平の阿弥陀如来像	彫刻
6	金田家住宅	建造物	52	林森神社境内	史跡
7	白鳥町子安神社境内	史跡	53	野末甚左衛門の墓	史跡
8	白鳥の富士石	有形民俗	54	滝清水役行者像	有形民俗
9	有玉神社の流鏝馬神事	無形民俗	55	長興寺聖観世音菩薩像	彫刻
10	松之浦神社の注連縄	無形民俗	56	東久留女木の万歳楽	無形民俗
11	中野町の町並み	伝建群	57	正泉寺涅槃図	絵画
12	村越家石蔵	建造物	58	本龍寺涅槃図	絵画
13	高橋家本屋・石蔵・土蔵	建造物	59	溪雲寺境内	史跡
14	大塚家石蔵	建造物	60	井伊直平の墓	史跡
15	井熊家石蔵	建造物	61	伝鎧橋跡	伝承地
16	高橋家石蔵	建造物	62	満州道路	近代化遺産
17	和田家石蔵	建造物	63	井殿の塚	史跡
18	中ノ町村道路元標	史跡	64	細江神社の祇園まつり	無形民俗
19	舟橋紀功碑	歴史資料	65	宮口の三階屋台	有形民俗
20	天竜川実測図	歴史資料	66	長久院文書	古文書
21	大庭神社境内	史跡	67	中瀬村大橋家関係資料	歴史資料
22	中野町の煙火	無形民俗	68	赤石構造線赤石列線	天然記念物
23	浜松領東境領境石	歴史資料	69	鹿島の船宿	建造物
24	賀久留神社の神幸祭	無形民俗	70	熊平家住宅	建造物
25	馬郡観音堂旧蔵大般若経	書籍・典籍	71	米沢のごんぐら	建造物
26	息神社の田遊祭	無形民俗	72	石神市場の竜燈様	有形民俗
27	舞阪の太鼓祭り	無形民俗	73	旧順誠堂齋藤医院	建造物
28	洞雲寺境内	史跡	74	二俣町二俣の秋葉山道標	有形民俗
29	随縁寺大日堂扁額	工芸品	75	玖延寺弘法大師像	有形民俗
30	随縁寺涅槃図	絵画	76	長光寺涅槃図	絵画
31	随縁寺十六善神図	絵画	77	玖延寺涅槃図	絵画
32	随縁寺大日如来像	彫刻	78	栄林寺涅槃図	絵画
33	雄踏歌舞伎万人講	無形民俗	79	旧石神小学校校舎	建造物
34	頭陀寺弘法大師像	彫刻	80	笹岡城跡	史跡
35	頭陀寺地藏菩薩像	彫刻	81	光明電気鉄道阿蔵トンネル	近代化遺産
36	頭陀寺薬師道の道標	歴史資料	82	光明電気鉄道二俣口駅跡	近代化遺産
37	頭陀寺役行者像	有形民俗	83	浦川歌舞伎	無形民俗
38	鎌砥池	伝承地	84	佐久間竜神の舞	無形民俗
39	頭陀寺半鐘	工芸品	85	長養寺涅槃図	絵画
40	金指市神様の祭祀	無形民俗	86	長養寺馬頭観音像	有形民俗
41	実相寺金指季用墓	史跡	87	長養寺道祖神	有形民俗
42	実相寺鐘楼門	建造物	88	八幡神楽	無形民俗
43	実相寺涅槃図	絵画	89	クロツバメシジミとツメレンゲ	天然記念物
44	伝井平城跡	伝承地	90	気多森林鉄道関係資料	歴史資料
45	滝清水千手観音像	彫刻	91	白倉峽	名勝
46	松山聖観音像	彫刻			



## 「浜松地域遺産」認定制度 第一期認定までの経緯

平成 26年度	26年09月	議会 花井和夫議員代表質問への市長答弁 「今後は、指定・登録という従来の制度だけでなく、所有者にとって制約の少ない本市独自の <b>認定制度</b> の創設も含めて、新たな文化財保護制度を検討する。」	【この項新聞報道】
平成 27年度	27年06月	教育委員会定例会 制度導入について説明	
	27年12月	文化財保護審議会にて、制度説明	【この項新聞報道】
	28年1月	市民文教委員会 制度の導入について説明	
	28年2月	文化財保護審議会にて、制度協議	【この項新聞報道】
平成 28年度	28年4月	各区協議会にて、 <b>新制度の導入を説明</b>	
	28年7月 ～10月	認定文化財の申請受付	期間中 96件受理
	28年9月	議会 太田利実保議員一般質問への部長答弁 「今年度は7月から10月まで募集し、文化財保護審議会が認定する。今後は、『みんなの浜松創造プロジェクト』や『地域力向上事業』などで活用も期待する。」	
	28年12月	文化財保護審議会にて申請内容検討	【この項新聞報道】
	29年3月	市民文教委員会にて報告	91件認定を報告
	29年3月	教育委員会定例会にて報告	3月22日認定

### ■対象文化遺産

記念物	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	伝統的建造物群	文化財の保存技術	文化的景観
史跡・名勝・天然記念物	建造物・絵画・彫刻 ・工芸品・書籍・典籍・古文書・考古資料・歴史資料		無形民俗・有形民俗 記憶遺産			

地域に残る文化的な遺産が、その生い立ちにおいて本市または地域にとって重要であり、また生活の一部として継承されてきているもの。指定文化財等の種別と同様、すべてを対象とします。

### ■特色

指定文化財と違い、所有者に現状変更の禁止などの制約をおかけしません。

所有者の方から申請があれば、解除することもできます。

指定文化財と違い、保護・修繕等に補助金の制度はありません。

## ■認定文化財の認定基準

指定文化財・国登録文化財を除き※、次のいずれかに該当するもの

※指定文化財等とは重複しません。また、認定文化財が新たに指定・登録されれば認定を解除します。

1. 郷土の歴史や文化を象徴しているもの。
2. 世代を超えて地域で受け継がれ、今後も保存すべき貴重なもの。
3. 地域の生活文化の特色を示しているもの。
4. 地域の伝統行事等として親しまれ、今後も地域の活性化のために欠かせないもの。
5. 本市の文化遺産として国内外に発信することで、創造都市づくりに寄与するもの。

天然記念物と無形文化財以外は、おおむね戦後までの年代とします。

浜松とのかかわりが説明できる文化財とします。

複数団体で開催される祭礼等の一部団体だけを認定することはできません。

## ■応募資格

年度ごとに期間を設けて自薦または他薦とします。推薦者は、所有者等(団体)、地域遺産を保存・継承している団体、又は地域遺産を活用した地域活性化を實踐できる団体などです。(所有者等を含め個人からの推薦は受け付けません。)

推薦候補が市内の文化資源であれば、推薦者は市の内外を問いません。

## ■認定

年度ごとに推薦書と所有者の同意書を文化財課が受理し、浜松市文化財保護審議会が審議して認定します。所有者・管理団体には、浜松市教育委員会から「認定証」をお届けします。

認定した文化財は年度を超えて継続するものとします。

平成29年度は、7月から公募を開始し、10月31日でいったん募集を締切り、以降の審議を経て、年度末までに第二期の認定を発表する予定です。

## ■解除

1. 所有者・管理団体等からの申出があった場合。認定文化財が滅失した場合。
2. 市外へ転出した場合。その他、浜松市文化財保護審議会が認める場合。

## ■公開と顕彰

浜松市のホームページにて公開。地域や支援団体の顕彰活用を期待します。市の地域力向上事業などもご利用ください。ただし、所有者のお申し出により、非公開も可とします。

●問い合わせ、申請書の提出先 浜松市役所 3階文化財課 053-457-2466 または  
各区のまちづくり推進課(東区と南区は区民生活課)